発議第1号

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例について

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例を高山市議会会議規則(昭和42年4月1日市議会規則第1号)第14条の規定に基づき提出する。

平成27年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 橋 本 正 彦

賛成者 高山市議会議員 溝 端 甚一郎

松葉晴彦

倉 田 博 之

中筬博之

岩垣和彦

提案理由

高山市行政組織条例の改正及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例

高山市議会委員会条例(昭和42年高山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改 ΤE 前

> (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員 定数及びその所管)

正

後

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員 定数及びその所管)

第2条 (略)

第2条 (略)

- 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、 次のとおりとする。
- 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、 次のとおりとする。
- (1) (略)

(1) (略)

(2) 文教産業委員会 8人

改

(2) 文教産業委員会 8人

ア ブランド・海外戦略部の所管に関する 事項

ア 海外戦略室の所管に関する事項

イ~キ (略)

(3) (略)

(3) (略)

(出席説明の要求)

イ~キ (略)

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、市 第19条 委員会は、審査又は調査のため、市 長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の 委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の 会長及び監査委員その他法律に基づく委員会 の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を 受けた者に対し、説明のため出席を求めよう とするときは、議長を経てしなければならな 11

長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の 委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の 会長及び監査委員その他法律に基づく委員会 の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を 受けた者に対し、説明のため出席を求めよう とするときは、議長を経てしなければならな い。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号) 附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、なお 従前の例による。